

○高圧ガス第一種製造者(冷凍関係事業所用)『危害予防規程』の規範

《高圧ガス保安協会》

〔項目のみ記載〕

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
 - ① 規則、規定類等
 - ② 協力会社
 - ③ 異常状態
- 3 危害予防規程の位置付け等
 - ① 危害予防規程の位置付け
 - ② 保安教育計画との関連

全文の参照をご希望される方は、下記へ
お問合せください。

高圧ガス保安協会（高圧部）
東京都港区虎ノ門 4-3-13
神谷町セントラルプレイス
電話 03-3436-6103

第2章 保安管理体制

- 1 保安管理組織
 - ① 事業所内の組織
 - ② 事業所外の組織との関連
 - ③ 冷凍保安責任者等の選任
- 2 保安に関する協定
 - ① 事業所外との協定
 - ② 労働組合との協定
 - ③ 協力会社との協定
- 3 規則、規定類等の管理
 - ① 関連する規定類
 - ② 制定の方法等
- 4 保安査察

第3章 事業所の長及び冷凍保安責任者の職務

- 1 事業所の長の職務
- 2 冷凍保安責任者及び同代理者の職務（ユニットの場合は、取扱責任者）
 - ① 製造施設及び製造の方法の管理
 - ② 製造設備の運転管理
 - ③ 製造設備の維持及び管理
 - ④ 製造施設の巡視点検及び検査

- ⑤ 協力会社の保安管理
- ⑥ 異常状態に対する措置
- ⑦ 保安教育の計画及び実施

第4章 施設に関する保安管理

1 施設の技術基準

- ① 製造設備の位置、建物の構造等
- ② 製造設備の構造等
- ③ 安全装置、測定機器等
- ④ 保安設備の構造等

2 施設管理の規定類の作成及び実施

- (1) 保全工事管理
- (2) 自主検査
- (3) 保安設備の取扱い
- (4) 測定機器の取扱い
- (5) 火気取扱い
- (6) 工具、防具取扱い
- (7) 立入制限等

3 施設の保安管理記録

4 巡視点検

5 保安検査等

- (1) 事業所の長は、定期に行う製造施設の自主検査を計画し、実施する。また、その結果は記録する。
- (2) 冷凍保安責任者は、都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査に立会うとともに、検査結果に基づき保安管理上に必要な事項について改善等を実施する。また、その対応等について記録する。
- (3) 保安検査等の記録は、10年間保存する。

6 工事・修理等を行うときの保安管理

第5章 運転、操作等に関する保安管理

1 運転及びその管理を行う者

2 運転、操作等に関する規定類の作成及び実施

- ① 作成及び整備
- ② 運転条件
- ③ 巡視点検基準

3 製造の方法

4 交替勤務の引継

5 夜間又は休日の運転開始及び運転停止

第6章 異常状態に対する措置

- 1 不調・故障に対する措置
- 2 事故・災害に対する措置
- 3 人身事故に対する措置
- 4 異常状態に関する記録
- 5 関係事業所、協力会社等との関連

第7章 保安教育等

- 1 保安教育の計画及び実施
- 2 危害予防規程及び規定類の周知及び活用
- 3 事故・災害対策訓練
- 4 改善提案等
- 5 危害予防規程等に違反した者の措置

第8章 記録の備えつけ

- 1 製造施設等の記録
- 2 運転日誌
- 3 記録の保存

第9章 危害予防規程の制定及び変更

- 1 作成、制定及び変更の方法
- 2 届出及び発効
- 3 経過の記録

(第10章) 防災計画の作成

「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」に基づき作成